

こ障福第 1520 号

令和 6 年 8 月 9 日

市内障害児通所支援事業所 管理者様

市内障害児入所施設 管理者様

こども青少年局障害児福祉保健課長

地震発生への備えや発生時の避難対応等の確認について（依頼）

日頃より本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 8 月 8 日南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。これに伴い、地震発生への備えや発生時の避難対応等の確認をお願いいたします。

1 非常災害に対する計画・避難経路等の確認について

各施設において、非常災害に対する具体的な計画を立て、避難訓練等を実施していただいておりますが、今一度、防災資器材の点検を含めた計画内容の確認、及び避難訓練等の実施結果を踏まえた留意点や配慮事項等の確認をお願いいたします。

2 備蓄等について

最低 3 日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実状に応じて水の汲み置き、飲料・トイレパック、生活必需品、救助用の防災資機材等の備蓄の確認をしてください。

また、児童固有の生活必需品（オムツなど）や、ミルク等アレルギー児童の食料も考慮しながら備蓄の確認をしてください。

【備蓄品の例】

水、食品（パンの缶詰、ビスケット、クラッカー、乾パン等）、ミルク、哺乳瓶、カセットコンロ、鍋又はやかん、簡易トイレ、紙コップ、紙おむつ、おしりふき、簡易照明器具（電池式ランタン）、他

<参考>

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

（非常災害の対策）

第 6 条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これを踏まえた不断の注意及び訓練をすよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回行わなければならない。

横浜市防災計画（震災対策編）（抜粋）

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

(1) 地震防災応急計画の策定

施設管理者は、地震発生時に円滑な災害応急対策が展開できるよう、防災組織体制、出火防止対策、救護対策、避難対策その他必要事項を定めた地震防災応急計画を作成し、職員等へ周知徹底を図ります。

(2) 防災教育の実施

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。

(3) 防災訓練の実施

施設管理者は、年2回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月1回）行われる避難訓練のうち1回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防局の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に促した訓練の実施に努めます。

(4) 備蓄等の充実

施設管理者は、地震への備えとして、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実状に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

担当 横浜市中区本町6-50-10
横浜市こども青少年局 障害児福祉保健課
TEL 045-671-4274
メール kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp

南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」発表に関する

山中 竹春 横浜市長メッセージ

横浜市民の皆様、横浜市長の山中竹春です。

8月8日16時43分頃に九州地方で発生した地震に関連し、気象庁から19時15分に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられています。

直ちに地震が発生することを意味するものではありませんが、市民の皆様は、今後の情報に留意していただき、正しい情報をもとに冷静に対応してください。

また、避難場所や避難経路などの確認、家具の固定や備蓄物資、非常時の持ち出し品、地震発生後の家族との連絡方法など、日頃からの地震への備えについて、改めて御確認をお願いします。

お問合せ先

総務局緊急対策課長 松崎 祐一 Tel 045 - 671 - 2170